

# 被扶養者資格確認届の提出にご協力ください!



今年度についても被扶養者資格確認調査を実施しておりますので期限までの書類提出にご協力ください。

## <別居の被扶養者を引き続き認定する場合の注意点>

- ◎ 今年度の調査より別居の被扶養者を引き続き認定する場合は、「援助（仕送り）誓約書」を提出いただくこととなりました。
- ◎ 別居の被扶養者に対する仕送りは、毎月一定額の銀行振込などによる客観的に仕送りの事実が確認できる方法で行う必要があります。仕送りが一月でも滞った場合、その間扶養認定できませんのでご注意ください。



## 届書の提出が遅れた場合や提出しなかった場合はどうなりますか？

この調査は直近一年間で、被扶養者としての資格を満たしているかどうかの確認を行うためのものです。

そのため提出が遅れたり提出がない場合は資格確認を行うことができないため、被扶養者としての資格を無効とし、その間の医療費等については返還いただくこととなります。

ちょっと確認!

## 扶養認定を受けたまま、社会保険に加入していませんか？

たとえ短期間であっても会社等へ就職し社会保険の適用を受ける場合は、「収入が扶養認定基準内であっても認定取り消し!」になります。

社会保険加入で、被扶養者の認定は自動喪失にはなりませんので、共済組合へ被扶養者の認定取り消し申告を忘れずをお願いします。

その後、退職等により社会保険の資格を喪失し、被扶養者の認定要件を満たす場合、再度共済組合の被扶養者の認定を受けることができます。

ただし、これら一連の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、

「医療費の返還」や「国民年金への未加入」等につながる場合がありますので、特にご家族の就職等の節目には、ご注意ください。